

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、県民の生活に深く関係し、県内経済や地域の暮らしに大きな役割を果たしている長野県における食と農業・農村の将来のめざす姿を明確にし、それを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「長野県食と農業農村振興の県民条例」（以下「県民条例」という。）第9条に基づき策定するものです。

2 計画の性格と役割

本計画は、関係する行政機関はもとより、農業者や実需者、消費者など幅広い県民の意見を反映し、県民条例第9条第2項及び第25条の規定による「長野県食と農業農村振興審議会」（以下「審議会」という。）の審議を経て知事が定めるものです。

本県の食と農業・農村に関する施策の指針となる計画であるとともに、農業者、消費者などを問わず、全ての県民の「食」と各地域で営まれる「農業」、人々が暮らす「農村」の発展に向けた今後の方向性を示すものです。

3 計画の期間

平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年度とする5か年の計画です。

4 計画の進行管理

本計画は、長野県総合5か年計画と一体的に推進するとともに、県民条例第8条の規定により、毎年、実施状況を長野県議会に報告し、公表します。

計画期間中において、社会情勢の激変等計画が実情と大きくかい離するなどの事情が生じた場合には、事業評価を踏まえ、所要の見直しを行います。

5 県民の参画と協働による計画の推進

食と農業・農村の振興に関する施策は、県民の食生活や地域社会・経済の幅広い分野に関係することから、その推進には関係団体等の密接な連携が必要であります。

市町村、農業団体、農畜産物を扱う事業者等の主体的な「参画」と「協働」を基本姿勢として、条例に規定された責務・役割をもって県民が一体となり計画を推進します。

（1）農業者の役割

消費者に信頼される安全で安心な質の高い農畜産物の生産と安定供給を行うとともに、農地、水路など農業農村資源の維持・保全の主体としての役割を担います。

また、農業経営にあたっては、自身の経営理念に基づき、目標の実現に向けて、農業情勢を踏まえた経営の転換や、雇用労働力を活用した規模の拡大、市場動向や消費者ニーズの的確な把握による戦略的な品目導入などに努めるとともに、本県の豊かな自然環境に配慮した環境にやさしい農業生産を実践することが期待されます。

(2) 農業団体の役割

各団体の果たすべき役割を十分に発揮することにより、本県農業の強みである産地機能の維持と、産地を支える農業者への支援、更に、農業者とともに、暮らしの場である農村のコミュニティ機能を維持・構築する役割を担います。

都市住民の農村への関心が高まる中で、都市と農村の交流や移住就農など農業への理解促進と、農村の新たな担い手確保への更なる取組が期待されます。

また、組織の機能強化・効率化を進め、各団体が連携して活動することが期待されます。

(3) 農畜産物の流通・加工・販売を行う事業者の役割

本県農業と農畜産物の特色や強みなどを、県内外の消費者や実需者へ積極的に情報発信するとともに、本県農畜産物の利用促進や商品開発を通して農業者、農業団体と連携した産地づくりや産地の強化を進める役割を担います。

また、農業への参入などにより、本県の農地等を地域の農業者とともに有効に活用することが期待されます。

(4) 市町村の役割

地域の特性と、強みを活かした食と農業・農村の「めざす姿」を明確にし、その実現に向けて、関係機関・団体、農業者、消費者、地域住民と連携して主体的に行動する役割を担います。

特に、農村コミュニティの維持・活性化に向けて地域の農業・農村をコーディネートするファシリテーターの役割が期待されます。

(5) 消費者・県民の役割

本県の素晴らしい農畜産物の魅力や、風光明媚な農村景観、先人が築き上げた歴史的な農業施設（水路やため池等）など、生活に欠かすことのできない「食」の礎への理解を一人一人が深め、これらの価値についての情報発信を行うとともに、地域で行われている道普請や川普請などの活動に積極的に参加し、農業者と協働して農村コミュニティを支える役割を担います。

また、健全で豊かな食生活の実践、郷土料理などの伝統的な食文化など健康と食に関する正確な知識を理解するとともに、次代へと継承していくことが期待されます。

(6) 県の役割

この計画の実現に向けて、農業者や関係者に対して効果的で実効性のある施策を実施します。

また、県民の主体的な参画と協働を促すため、関係機関・団体と連携した的確な情報提供や技術など適切な支援を行うとともに、条例に規定された「食」と「農業」、「農村」のそれぞれの理念の浸透に努めます。